		三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）及び第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務
	在留調査担当	二　［略］
		一　前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六

		［項を加える。］
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留管理情報担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留管理情報担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）及び第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務
		二　［同上］